

奈良県告示第二百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、弁之庄土地改良区の役員が次のとおり退任した旨、同土地改良区から届出があつた。

平成二十一年十一月十七日

奈良県知事 荒井正吾

退任役員の名、氏名及び住所

監事 和田 旨弘

葛城市弁之庄二八一